

令和8年度 《宇治市》在職者訓練支援事業補助金のご案内

申請期限: 令和9年1月29日(金)

宇治市内の中小企業者の皆さまへ

従業員のスキルアップを応援します！

業務に必要な技術・技能・知識の習得を目的とした、公的機関による職業訓練の受講費用の一部を市が補助します。ぜひご活用ください。

- 補助対象となる事業者(次のすべてを満たす必要があります)
 - 中小企業基本法に規定する中小企業者であること
 - 宇治市内に本店または支店等がある法人、または市内に住所を有する個人事業主
 - 市税を完納していること
- 補助対象の訓練
 - 城南地域職業訓練センター
 - 京都府京都高等技術専門学校
 - ポリテクセンター京都

など公的機関で開催される在職者訓練

※上記以外の実施機関については個別相談ください。

■ 補助内容

在職者に令和9年2月26日までに受講させる職業訓練の受講に要する経費を補助します。(受講費、使用する教材費など)

※対象となる在職者は、宇治市内で勤務する方(現に雇用されている方)です。

- 補助率:対象経費の 1/2 以内 (1,000 円未満切り捨て)
- 上限額:1 年度あたり 50,000 円
※他から同趣旨の補助金を受ける場合は、その額を控除した額が対象。
- 対象期間:令和9年2月26日までに受講完了する訓練

- 対象外経費:人件費、旅費、食糧費、消費税

■ 申請の流れ

※必ず「訓練受講前」に事前承認の手続きが必要です。

- 事業承認申請
受講前に「交付対象事業承認申請書」を提出してください。
↓(市が内容を審査・承認)
- 承認通知書の受け取り
↓(訓練を受講)
- 交付申請
訓練終了後、1か月を経過した日または令和9年2月26日のいずれか早い日までに「補助金交付申請書」を提出してください。
↓(市が内容を審査・決定)
- 請求・交付
「交付決定通知書」受領後、「交付請求書」を提出してください。
指定口座へ補助金の振り込みを行います。

■ 注意事項

申請内容に変更が生じる場合は、速やかに「変更承認申請」が必要です。
虚偽の申請や不正な行為があった場合は、補助金の返還を求めることがあります。
詳細な要件や様式については、市ホームページをご確認いただくか、下記担当窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申請窓口】

宇治市 産業観光部産業振興課

〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45-13 宇治市産業会館 3階

TEL:0774-39-9621 / FAX:0774-39-9622